

# 「クローズアップ現代」報道に関する調査報告書

平成27年4月28日

日本放送協会

「クローズアップ現代」報道に関する調査委員会

平成26年5月14日に放送した「クローズアップ現代 追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～」(以下、「クロ現」)について、本委員会は、指摘されたような“やらせ”があったかどうかや、取材・制作の進め方などを調査し、本委員会としての判断と再発防止にむけたポイントをまとめ公表する。

平成27年4月28日

「クローズアップ現代」報道に関する調査委員会

委員長 堂元 光

(NHK副会長)

## 目次

I. 調査の概要	3
II. 番組について	4
III. 取材の経緯と撮影の状況	5
IV. 調査のポイント	7
(1) A氏は「ブローカー」なのか	7
(2) B氏は本当に出家を考えていたのか	10
(3) 記者が「役」を割り振ったのか	11
(4) A氏は番組取材であることを認識していたか	12
(5) 「活動拠点」は誤り	13
(6) 口止めの依頼などはあったか	14
(7) 事件の広がりについて	15
(8) B氏への取材について	16
V. 取材・制作上の問題点	17
(1) 事実関係の誤りと不十分な取材	17
(2) “やらせ”はあったのか	18
(3) 不適切な取材・撮影手法	19
(4) 実際の取材過程とかけ離れた編集	20
(5) “情報共有”の欠落	21
(6) 安易な“匿名化した映像”の使用	22
(7) 問題点を見過ごした試写	23
VI. 再発防止・改善に向けて	24
(1) 正確さと事実確認の徹底（特に匿名インタビューについて）	24
(2) 行き過ぎた演出や構成などを防ぐために	25
(3) チェック体制について	25
(4) ジャーナリストとしての教育	25
まとめにかえて	26

## I. 調査の概要

- 平成27年4月1日、「クロ現」など2番組で出家を斡旋するブローカーとして紹介した男性から、「記者の指示によるいわゆるやらせがあり、ブローカーとして放送された」として放送での訂正を求められた。
- NHKは、4月3日に堂元副会長を委員長とする本委員会を設けた。委員会発足前の調査状況などを把握して、9日に中間報告を公表するとともに、“やらせ”があったかどうかや、取材・制作の進め方、表現の仕方が適切であったかどうかなどについて、調査した。
- 調査では、関係者からの聞き取りを行い、当時の番組資料や取材メモなどを調べた。聞き取りの対象は、3月11日以降、職員33人と外部スタッフ3人、それに、番組で「出家を斡旋するブローカー」と紹介した男性（以下、A氏）や「多重債務者」と紹介した男性（以下、B氏）など外部の7人である。委員会発足後は、透明性や公平性をより高めるために、主な関係者については、外部の弁護士が聞き取りに立ち会った。
- 調査のプロセスや聞き取り内容などについては、第三者のチェックを受ける必要があると考え、3人の外部委員に情報をすべて開示し、意見や見解等をいただいた。
- なお、A氏は、親戚や友人などに自分であることが特定され、ブローカーとして放送されたことによって信用や名誉を毀損されたとして、4月21日、BPO放送人権委員会に申し立てた。

### 〔調査委員会の構成〕

調査委員会	委員長	堂元 光	副会長
	委員	石田 研一	専務理事 (4月24日まで)
		板野 裕爾	専務理事 放送総局長
		木田 幸紀	理事 放送副総局長 (4月24日まで)
		今井 純	理事 (4月25日から)
		黄木 紀之	編成局長
		近藤 健二	考査室長
		赤松 卓哉	総務局法務部長
		松坂 千尋	編成局計画管理部長

外部委員	山川 洋一郎	東京第二弁護士会所属弁護士
	宮川 勝之	東京第二弁護士会所属弁護士
	長谷部 恭男	早稲田大学大学院法務研究科教授

## II. 番組について

- 「クロ現」は、平成26年5月14日（総合 後7:30～7:56）に放送された。  
多重債務者を出家させて戸籍上の名前を変えさせ、多重債務者であることが分からないようにして、金融機関からさらに金を借りさせるという出家詐欺の実態と背景に迫り、その対策を探るものだった。
  
- 「クロ現」放送前の平成26年4月25日（総合 後7:30～7:55）に、関西ローカルで「かんさい熱視線 追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～」（以下、「熱視線」）を放送しており、「クロ現」はこの番組がベースになっている。
  
- 番組では、A氏とB氏の相談でのやりとりやそれぞれのインタビューなどが、「クロ現」で約3分30秒間、「熱視線」で約3分40秒間放送され、調査はこの部分を中心に行った。

### Ⅲ. 取材の経緯と撮影の状況

番組は、平成26年2月、大阪放送局と京都放送局の取材チームが、滋賀県大津市の寺を舞台にした出家詐欺事件の背景や広がり取材するなかで、企画・提案された。

取材チームのうち大阪放送局の記者は、出家詐欺の事情に詳しい人物と接触を図るため、自らの人脈を使って取材を進めていた。その一人が「事情通」として付き合いのあったB氏であった。B氏は数百万円の借金があり、多重債務の状態であった。

平成26年3月上旬頃、記者がB氏に「出家詐欺の事情に詳しい人物はいないか」と電話で聞いたところ、B氏は「自分自身が近く出家の相談に行くつもりだ」と答えた。記者が、誰に相談するのか尋ねると、B氏は「あの時の寺のブローカー」と言ってA氏の名前を告げたという。

※記者は、平成25年10月頃、A氏に一度会っている。当時、記者は文化財の流出問題を取材しており、B氏から「寺のブローカー」としてA氏を紹介されたという。記者によれば、A氏は、経営難の寺が文化財の寺宝（寺が所蔵する仏像など）をひそかに売りに出している事例を詳しく語ったほか、多重債務者を修行させた形にして名前を変え、ローンを組めるようにする手口についても話していたという。

B氏は、「袈裟を着て数珠をぶら下げたA氏の写真を本人から見せられ、出家を勧誘されたことがある」などと記者に話した。これを聞いた記者は、A氏を出家の斡旋もするブローカーであると考え、B氏が相談するところを撮影できないかB氏を通じて打診した。後日、B氏よりA氏の了解が得られたと返事があった。

4月上旬、記者はあらためてB氏に連絡し、相談に行く日が決まったら知らせてほしいと依頼した。その後、B氏より、4月19日に相談に行くこと、場所は大阪市内のビルの一室であることが伝えられた。

撮影の前日、ディレクターとカメラマンは、撮影方法を検討するため、ビルの周辺などを下見した。

撮影の当日、記者はB氏とともにタクシーでA氏を自宅まで迎えに行き、撮影現場のビルに向かう途中で、ホテルのカフェに立ち寄った。

撮影現場のビルには、ディレクター、カメラマン、音声照明スタッフが先着し、ディレクターが事前にB氏から預かった鍵で部屋に入り、撮影のセッティングをした。記者

ら3人は後から到着した。撮影は午後5時すぎに、まず、B氏がA氏に相談するところから始まった。

カメラマンとディレクター、音声照明スタッフは、斜向かいのビルの屋上に移動し、屋上に据えたカメラで、部屋のブラインド越しに撮影した。音声は、室内に小型のマイクを置き、そこから無線で飛ばす方法で収録された。無線が不良で音声収録ができなかった場合に備え、室内にマイク付き小型カメラを設置した。記者は部屋に残っていた。

相談が終わると、ビルの屋上にいたディレクターやカメラマンは部屋に戻り、同じカメラを使用してA氏のインタビューを収録した。質問は主に記者が行い、ディレクターも1回質問した。この間、B氏には部屋の外で待ってもらい、A氏のインタビュー終了後、路上でB氏のインタビューを行った。

## IV. 調査のポイント

### (1) A氏は「ブローカー」なのか

「クロ現」では、「私たちは、出家を斡旋するブローカーのひとりが関西にいることを突き止めました」とコメントし、音声を加工して顔を隠したA氏に「ブローカー」とテロップした。また、「熱視線」では、「出家詐欺を斡旋しているというブローカーの存在を突き止め、接触することができました」とコメントし、A氏に“出家詐欺”ブローカー」とテロップしている。

これについてA氏は、自分はブローカーなどではなく、記者に演技するよう依頼されたと主張している。

### ① 収録されているA氏の話

A氏はインタビューやB氏の相談に答える中で、出家詐欺の手口を極めて詳細に語っている。このうち、約40分に及んだインタビューでは、自らを「われわれブローカー」と称し、仲介する寺や住職の見つけ方、勧誘の仕方、多重債務者を説得する際の言葉の使い方を詳しく語っている。寺とブローカー、出家するための「費用」を多重債務者に融通する“金融屋”の3者間の利益配分についても20万、20万、10万などと具体的な金額を挙げて説明した。“金融屋”については、「われわれのブレン」という独特の表現を繰り返し使い、多重債務者のほか暴力団関係者からも相談があることをほのめかしている。

相談でのやりとりは、約19分の映像素材が残されており、A氏は「得度」「度牒（どちょう）」「僧籍」などの専門的な用語を用いながら、出家によって名前を変える方法やそれに要する費用、家庭裁判所における手続きが必要であることなどをB氏に説明している。「寺との間の話はこちらでまとめておく」「10前後の寺とそういうやりとりがある」などと語り、寺との間を仲介することに言及している。

さらに、名前を変えた後に必要な手続きとして、「ただし、その後、ひと月かふた月くらいで本籍地を転籍して欲しいの。そうすることによって、そういう債権者が追及出来ない」などと説明している。自治体の担当者に確認したところ、氏名変更後の戸籍謄本には旧氏名も付記されるが、本籍地を別の自治体に移すと旧氏名が表示されなくなるとのことであった。こうした戸籍に関する知識をもとに、債務の取り立てから免れる方法をB氏に説明したものと考えられる。

インタビューや相談で語った内容について、A氏は「以前に出入りしていた寺の住職に聞いた話や寺で見聞きした話、知人からの聞きかじりの話などをパッチワークみたいに貼り合わせて話した」などと説明している。



しかし、その内容は、聞きかじったなどというレベルを超えている。出家の勧誘や利益の配分、得度の制度を利用した戸籍変更の手法について、何らかの関係がある者でなければ知り得ない知識や情報を多く含んでいる。そしてA氏の語り口は自然であり、よどみのないものであった。

## ② 演じさせるための打ち合わせはあったか

A氏は「記者から、とにかくブローカーとして演じてほしい、しゃべってほしいと依頼された」としている。しかし、仮にそうでない者を「出家を斡旋するブローカー」に仕立て、視聴者に不自然さを感じさせないようなレベルで演じさせようとするれば、事前に相当綿密な打ち合わせが必要となるはずである。

しかし、記者がA氏と会うのは撮影当日が2度目であり、前の年の10月頃に会って以降、一切連絡を取っていない。このことはA氏も認めている。

撮影当日、記者とA氏、B氏は撮影現場に向かう途中で大阪・北区にあるホテルのカフェに立ち寄っている。外に待たせていたタクシーのGPSの記録によれば、3人がその場にいたのは最大でも30分程度である。以前に一度しか会っていない相手にいきなりブローカーを演じさせるのに、この程度の時間で打ち合わせが済むとは考えられない。

3人はその後、撮影現場の大阪・淀川区のビルに向かったが、移動中のタクシーの車内では撮影に関する会話は一切なかった。このことは記者とA氏の双方が証言している。

撮影現場に到着した後の状況について、A氏は、「(撮影までに) そんなに時間は空かなかったと記憶している」「ほとんどアドリブというか、ぶっつけ本番ですわね」と述べている。ここでも打ち合わせをする時間はなかった。

また、A氏は、記者から台本などは渡されていないとしている。

このように、この日、A氏を「出家を斡旋するブローカー」に仕立てる時間や機会がなかったことは明らかである。A氏は、自身のそれまでの知識や体験に基づき、演技の指導などを受けることなく出家詐欺の手口を詳細に語ったと考えるのが妥当である。

なお、A氏はインタビューの中で、寺とブローカー、それに“金融屋”の間の利益配分を20万、20万、10万と説明している。これについてA氏は2回目の聞き取りの際に「〇〇さん(記者)から聞いた話です。それに基づいて話しました」「“こういうふうに行ったんですよ、あの滋賀の事件は”と言われました」と証言している。

しかし、大津の事件は、不動産ブローカーも絡んで、物件の価格を600万円から7

00万円ほど水増しして住宅ローンを組み、差額を関係者で分配するという手口であり、金額も登場する関係者の数も異なる。記者から聞かされた内容に基づいて話したとするA氏の証言は、インタビューで語った内容と合致しない。

### ③ 記者の認識

記者は、A氏がブローカーであると信じた理由として、A氏のインタビューや相談でのやりとり以外に、以下の点を挙げている。

- ・出家詐欺の取材で最初にB氏に電話をした時、もしくは以降の電話で、B氏より、「以前に訪れた知人の家で、袈裟を着て数珠をしたA氏の写メ（携帯電話の写真）を本人から見せられ、『やってみないか』と誘われた」と聞いていたこと。
- ・B氏より、「A氏が、金に困っている飲食店の従業員に袈裟を着た写真を見せて勧誘している」と聞いていたこと。
- ・平成25年10月頃、B氏から「寺のブローカー」としてA氏を紹介され、その際、A氏が古美術品の密売の話などに詳しく、出家詐欺の手口についても触れていたこと。

B氏が見たという写真と同一かどうか不明だが、A氏からの聞き取りの際、A氏が袈裟を着て数珠をした写真がA氏のスマートフォンの中に保存されているのを確認した。A氏によれば、出入りしていた寺の住職が若い頃に着ていた袈裟を特別に着させてもらい、年に何回かある寺の法要で導師の介添えをするときに着ていたとのことであった。A氏はこの写真をB氏のほか、勤務先の店の客や従業員、上司にも見せたことがあるとしたが、「出家の勧誘」ではないとしている。

### ④ 裏付けはあったのか

A氏が相談でのやりとりやインタビューで語った内容には、寺を舞台にしたビジネスや得度の制度を利用した戸籍変更の手法について、何らかの関係がある者でなければ知り得ない知識や情報が多く含まれている。記者がA氏をブローカーと信じたことには一定の理由がある。ディレクターも「ブローカーであることを疑う余地はなかった」と話している。

しかし、出家詐欺のブローカーに近い人物、あるいは事情を良く知る関係者という水準を超えて、実際の「ブローカー」であると断定し放送でコメントするには、それ以上の裏付けがなければならない。例えば、A氏の仲介で実際に出家して名前を変えた人物を確認しているとか、B氏の他にも出家を誘われた人物がいるというようなことである。放送の時点でそのような裏付けはなく、今回の調査でも確認されていない。A氏をブローカーと断定的に伝えたことは適切ではなかった。

## (2) B氏は本当に出家を考えていたのか

B氏は、番組で撮影したA氏への相談について「総背番号制（マイナンバー制）になると出家の手口ができなくなってしまうので焦っていた。本気で相談に行ったが、費用のほか、一定の日数修行が必要だと言われたので負担に感じ、保留した」と述べた。また、「数年前、知人宅を訪れた際にA氏が袈裟を着て数珠を下げている写真を本人から見せられ、『やらないか』と誘われたことがある。自分もその気になったが、最初にまとまった金が50万円ほどかかると言われ、足踏みしていた」と述べている。

今回の調査でB氏が複数の人に出家の話をしていたことがわかった。このうち、B氏の古くからの知人だという住職によれば、平成25年の年末頃、B氏から「借金が多くて苦しい」と電話があったという。そして去年の1月か2月頃には、「出家して名前を変え、金を借りたい」との相談があったという。住職は「10年くらい修行するというのであれば出家については協力できるが、金目当てであれば協力できないと言って断った」と証言している。

また、B氏の友人の自営業の男性によれば、番組放送後の去年の夏頃、B氏から出家の話聞かされ、「50万円貸して欲しい」と頼まれたという。この友人は、「名前を変えるということだったが、怪しい話なので、やめるように言った」と証言している。

今も出家するつもりがあるかどうかについて、B氏は「借金のためカードも作れない。非常に迷っている」と話している。

番組では、B氏を「数百万円の借金を抱えた男性」と紹介している。本人から提出された債務関係の資料を調べたところ、複数の消費者金融等から実際に数百万円の借入があり、多重債務の状態であることを確認している。

多重債務者であるB氏が、出家して名前を変えることを考えていたのは事実であると思われる。

### (3) 記者が「役」を割り振ったのか

A氏は、「撮影の前に記者にホテルのカフェに連れて行かれ、ブローカーのような掛け合いをして欲しいと依頼された。最初は多重債務者だったが、役の入れ替えを提案された」と述べ、「やらせ」だったと主張している。

聞き取りに対してもA氏は、「最初は自分が“多重債務者役”、B氏が“ブローカー役”だったが、実際に掛け合いを試みたところ、B氏の受け答えが稚拙なため、『そこはこないして聞いた方がええんちがうの』などと意見した。『これだったら逆やん』と言ったところ、記者が、『じゃあ、Aさんがブローカー役、Bさんが多重債務者役で行きましょう。その方がスムーズに行きます』ということになった」と述べている。

しかし、そもそも記者は、多重債務者のB氏から「A氏に相談に行く」と聞かされて、その様子を撮影しようと考えたのであり、すでに多重債務者のB氏がいるにもかかわらず、最初にA氏に「多重債務者役」を依頼する理由はない。

また、すでに述べたように、記者とA氏は、前年の10月頃にB氏の紹介で会って以降、電話での連絡すら行っていない。半年も前に1度しか会ったことのない相手に、撮影当日になって、掛け合いを依頼したり、役の入れ替えを提案したりしたということは、あまりに不自然である。

この時の状況について、A氏は、目の前にいる人物がNHKの記者だとは知らなかったとしている。また、何のためにそのような掛け合いをするかの説明は一切無かったとしている。A氏の説明は、どこの誰かもわからない相手から、何のための掛け合いかまったく説明もないまま依頼され、それに応じたというものであり、合理性を欠いている。

#### (4) A氏は番組取材であることを認識していたか

聞き取りに対してA氏は「撮影した映像が何に使われるかについて事前に一切説明を受けておらず、NHKの番組取材であることや、ましてやテレビで放送されることすら知らなかった」と主張している。

しかし、当日の映像素材には、記者が「NHKの〇〇と言います」と名乗り、A氏が「どうぞ」と言って椅子を勧める様子が収録されている。A氏は、少なくともこの時点で、NHKの番組取材であることや、目の前にいるのがNHKの職員であることを認識したはずである。

記者はA氏に「熱視線」で放送することを放送日も含めて伝えたとしており、ディレクターも「NHKのディレクター」と名乗ったうえで、放送が翌週金曜日の午後7時半からであることを伝えたと話している。

また、撮影当日に使用したカメラなどの機材や機材ケースには、「NHK大阪報道」のステッカーが貼られ、記者とともにA氏にインタビューしたディレクターは、「NHK」と印字された職員証を常に首から下げていた。このように撮影がNHKの取材であることは外形的にも明らかであった。

撮影の後、記者とA氏、B氏は居酒屋で食事をしている。そこには番組とは関係なくB氏の知人が途中から加わっていた。この知人によると「『撮影をしてきた』、『NHKは映像処理を完璧にするのでA氏だとはわからない』という話が出ていた」という。

また、知人は「その翌日、もしくは翌々日にA氏、B氏と別の飲食店で食事をした際、A氏が『録画予約せな』とか『した』と言っていた」と証言している。

以上のことから、A氏は撮影された映像が「熱視線」で放送されることを放送日も含めて認識していたと考えられる。NHKの番組取材であることや、テレビで放送されることを知らなかったとするA氏の主張は受け入れられない。

一方、「クロ現」で放送することが決まったのは、「熱視線」の放送から5日後のことである。記者は、B氏を通じてA氏にも伝わったと認識していたが、実際に伝わったかどうか確認しておらず、B氏の記憶も定かでない。

取材や出演にあたっては、本人への影響などについて説明することが求められており、放送日や放送でどのように扱うかを本人に説明すべきだった。

## (5) 「活動拠点」は誤り

「クロ現」では、記者がビルの一室を訪れる場面で、「看板の出ていない部屋が活動拠点でした」とコメントしたが、これは誤りであった。中間報告を公表した4月9日の「クロ現」の中で、訂正とお詫びをした。

ビルの一室は、実際にはB氏の知人が借りているもので、B氏が鍵を預かっていた。B氏は、そのことを記者に言わずに、相談を訪れる場所として伝えていた。B氏は、「A氏から撮影のOKが出たものの、『場所を見つけてくれ』と言われたため、自分が場所を決めた」と説明している。

一方、記者は、「A氏がB氏と相談して決めたのだろう」としか思わず、どのような場所か関心を払わなかった。コメントを作成する段になって、「活動拠点」でよいかB氏に尋ねたところ、A氏に確認するとのことであり、その後、B氏から「それでいい」と打ち返しがあったので、「活動拠点」とコメントしたとしている。A氏に直接確認しておらず、裏付けが不十分だった。

この「活動拠点」というコメントは、「クロ現」では使われているが、これに先立って放送された「熱視線」にはない。残っていた番組台本を調べたところ、「熱視線」については、放送4日前の最初の試写の台本には「活動拠点」というコメントがあったが、その後なくなっていたことが確認された。しかし当初このコメントがあった理由や、それがなくなった理由については、記者やディレクターなどの記憶がはっきりせず、わからなかった。

「クロ現」の場合は、放送2日前の最初の試写の台本から、「活動拠点」と書かれていた。「熱視線」の放送ではなかったコメントが再び入った経緯について記者は、「活動拠点で良いのかと聞かれたからだと思う」としている他、取材デスクも「拠点で良いのだな」と記者に尋ねた記憶はあるとしている。しかし2人ともこれ以上の詳しい記憶はなく、またディレクターや編集スタッフも覚えていないため、コメントが入った経緯は確認できなかった。

## (6) 口止めの依頼などはあったか

A氏は、今年3月に週刊誌で報じられる前に、「記者が口止め料を払うと言った」とB氏から聞かされたとしている。

これについて、B氏は、「話が週刊誌に出ると騒ぎになると思ったので、『足代を払うから止められないか』と伝えたのは確かである。私が払うのは変だから、『記者が払うと言っている』という言い方をしたかもしれない。A氏にそのような話をしたのは私の独断であり、記者は関係ない」と説明している。記者も「B氏にそのような依頼はしていない」と話している。

また、今年3月1日、記者とB氏が大阪市内のホテルでA氏と面会した際、記者がA氏に「シラを切って下さい」と言ったと報じられた。記者は、「A氏が『自分が番組に出たことが人に知られた』と言うので、音声や映像を何重にも加工したのに本人が特定されるはずはないと思い、『知らぬ存ぜぬで通してください』と言った。取材源を守る意味で、『シラを切ってくれ』とお願いした」と話している。

記者が口止めの依頼をした事実はない。

## (7) 事件の広がりについて

そもそも「出家詐欺」は存在するのか、実際に広がっているのかという指摘があった。これについては、番組で紹介したように、滋賀県大津市の寺を舞台にした出家詐欺事件があり、平成25年に京都府警が寺の関係者や多重債務者など計17人を逮捕している。摘発された詐欺は未遂を含めて7件あり、このうち起訴された4件で金融機関からだまし取った金額は1億3千万円余りに上っている。この4件には、複数のブローカーが存在し、多重債務者を寺に紹介して、出家して名前を変えることに手を貸していた。出家詐欺の仲介が複数ルートで広がっていたのである。

番組制作当時、この事件以外の関係者取材でも広がりを確認している。大阪放送局の記者は、詐欺事件で服役した後に、出家して名前を変えた男について取材していた。

この男から現金をだまし取られたという男性が記者の取材に応じ、「男の名前をインターネットで検索しても、出家して名前を変えていれば、過去の犯罪に気づくことはできなかった」と述べた。

また、男を寺に紹介したという別の男性は、「男が出家を悪用した疑いがあると知り、迷惑している」と話していた。

男への直接取材はできなかったが、出家を悪用した犯罪の広がりを示す事案であった。

さらに、番組制作時に、出家を呼びかけたり斡旋したりするインターネットのサイトを複数確認している。中には番組でも紹介した「改名のメリットは計り知れない」「ブラックも消えて人生リセット」などと、出家して借金を帳消しにすることを強調するものもあった。

今回の番組は、こうした取材で把握した複数の事柄を踏まえて、出家詐欺の広がりについて警鐘を鳴らそうとしたものである。

なお、本委員会の調査でも、平成16年に、出家を悪用しようとした事件が起きていたことがわかった。僧侶になったと偽って大阪家庭裁判所に改名を申請したとして、2人が偽造有印私文書行使の疑いで逮捕されている。消費者金融などに多額の借金があってそれ以上金を借りることができなかったため、得度の制度を悪用し別人になろうとして偽の証明書等を家庭裁判所に提出していた。



## (8) B氏への取材について

B氏が出家詐欺の番組以外にも匿名インタビューに応じ出演していたのではないか、いわゆる「やらせ」がほかにもあったのではないかという指摘が出ている。

ニュースや番組で匿名を条件に取材・放送に応じていただいた方については、その意向を尊重するとともに、取材源秘匿の観点から権利保護を徹底することが必要である。放送ガイドラインでも、権利保護が必要と判断した場合は例外として匿名インタビューを認めている他、取材源の秘匿は、報道機関が培ってきた職業倫理だとしている。

これを大原則とした上で、本委員会は、視聴者への説明責任を最大限果たすことが必要であるという観点から、B氏の了解を得た上で、B氏との関係について説明する。

記者がB氏と知り合ったのは、8年前である。B氏は大阪市内で飲食店の経営に関わっていたことから、飲食業界や“夜の街”の事情に精通している他、店の客やかつての交友関係を通じて、いわゆる“裏社会”や薬物についての情報にも詳しくあったという。B氏がこうした情報に詳しいことは、今回の調査に対して複数の関係者も証言した。

記者は、7年前に大阪から東京に異動した後も、B氏に年に1、2回会っていた他、1年半余り前に異動で大阪に戻った後は、平均して月に1回程度会っていた。

今回の調査で、記者がB氏と知りあって以降の8年間について調べたところ、B氏が出家詐欺の番組以外に、「NHKスペシャル」と「関西クローズアップ」の2つの番組に匿名でインタビュー出演していることが確認された。放送には至らなかったもののインタビューを受けたケースも1回あった。

これらについて、インタビューの内容や取材・制作のプロセスなどの調査を進めた。その結果、B氏が語っている内容は、B氏自らの経験や知見に基づくものであり、知らないことを話させるというような行為はなかったと判断した。また、出家詐欺の番組であったようなコメントの誤りなどは確認されなかった。

記者とB氏はたびたび飲食を共にしたと話しており、一昨年夏以降、経費の支出をともなう飲食が5回確認された。しかし、B氏に対し、出家詐欺も含め、インタビューの謝礼として金銭の支払いはなかった。

B氏への取材について、記者は「同じ人物に何度もお願いするのは抵抗があったが、その分野に詳しくあったので依頼した」と話している。しかし、特定の取材先に頼り過ぎた面があったことは否定できない。また、番組に関わった上司は、記者が同じ人物にたびたび匿名のインタビューをしていたことを把握していなかった。

一方、B氏は飲食業界に詳しくあったことから、大阪放送局の別の複数の記者が、業界事情を取り上げたニュース企画で、B氏が経営に関わっていた店を取材するなどして、あわせて2回、匿名のインタビューをしている。いずれもB氏の仕事上の経験に基づく内容を話してもらったものであり、疑義のある内容ではなかった。

## V. 取材・制作上の問題点

NHKは、取材・制作の基本姿勢を明記した「放送ガイドライン（以下、ガイドライン）」を作成し、公表している。

今回の「クロ現」と「熱視線」において、取材・制作上の問題点は何なのか、ガイドラインをふまえて、以下のとおり指摘する。

### (1) 事実関係の誤りと不十分な取材

ガイドラインでは、放送の基本的な姿勢として「NHKのニュースや番組は正確でなければならない。正確であるためには事実を正しく把握することが欠かせない。しかし、何が真実であるかを確認することは容易ではなく、取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が求められる」としている。

これまでに述べたとおり、記者は、一連の取材を、終始B氏の話に依拠して進め、A氏に対する直接取材は、ロケの当日以外しなかった。その当日の取材でも記者は、A氏に具体的な活動を確認めるなどの質問をしておらず、インタビューや相談でのA氏の発言についても、内容を裏付ける取材をしていない。コメントを作成する際にも、内容の確認はすべてB氏を通して行っている。

なぜ、A氏に直接取材をしなかったのか。その理由について、記者は、「平成25年10月頃にA氏を紹介された際、B氏から、直接やりとりをしないよう忠告されたからだ」と説明している。また、撮影当日に詳しい質問を控えた理由については、犯罪まがいの活動を聞くことで、相手の気分を損ねてロケができなくなったり、撮影した映像が使えなくなったりすることを恐れたとしている。記者は周辺取材もしていなかった。

こうした不十分な取材の結果、記者は裏付けのないまま、A氏をブローカーであると番組で断定的に伝え、また、相談の場所を「活動拠点」とであると誤ったコメントをした。ガイドラインが求める「正確な事実の把握」と「取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢」が欠けていた。

## (2) “やらせ”はあったのか

ガイドラインでは、取材・制作の基本ルールとして「事実の再現の枠をはみ出して、事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』などを行わない」としている。

A氏を裏付けのないままブローカーと断定的に伝えたことは適切でなかったが、B氏が多重債務者であり、本当に出家を考えていたことは事実であると思われる。

また記者は、多重債務者のB氏から「A氏に相談に行く」と聞かされ、相談の撮影を考えたのであり、「役」の入れ替えを提案されたというA氏の主張は受け入れられない。

A氏は、相談やインタビューで語った内容について、記者から具体的な指示などはなかったとしている。

こうした点を考慮すると、記者が意図的または故意に、架空の相談の場面を作り上げ、A氏とB氏に演技をさせたとは言えず、「事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』は行っていない」と判断する。

### (3) 不適切な取材・撮影手法

調査の結果、取材・撮影の手法に不適切な点が複数あったことが明らかになった。

相談の撮影では、記者が部屋にいて、2人のやりとりの前後に声をかけている様子が映像素材に残されていた。

撮影が始まると、記者は「よろしくお願ひします。10分か15分やりとりしてもらって」などと話し、やりとりが一通り終わると「お金の工面のところのやりとりがもうちょっと補足で聞きたい」などと声をかけていた。また、やりとりの終わりには、A氏が「こんなもんですか」と記者に話す声が収録されている。

これについて、記者は「リアルなものが撮れているのに、内容がわかりにくく視聴者に伝わらないのはもったいないと思って声をかけた。話の方向性を変えるとか、意図した展開に持っていくとかでは全くない」と説明している。

今回の調査で、映像素材をすべて確認したところ、記者がやりとりの文言を指定したり、新たな内容を付け加えさせたりした事実はなかった。

しかし、番組を見た視聴者は、相談が行われている部屋に記者がいて声をかけているとは、思いもよらないであろう。

記者の行為は、自らに都合のよいシーンに仕立てようとしたのではないかという疑念を持たれかねず、不適切なものだった。

また、相談を斜向かいのビルから「隠し撮り」風に撮影したことや、相談後にB氏を追いかけて問いただしたことは、視聴者が、記者はブローカーから了解を得た上で、多重債務者が相談に現れるのを待って撮影したと、実際の取材過程とは異なる流れを印象づけるものであった。

カメラマンは、「隠し撮り」風に撮影した理由について「カメラが目前にあることで、多重債務者に撮影されているという不安を与えてはいけない。距離をおいて外から撮影する方が臨場感につながり、やりとりの機密性がより感じられると思った」と話している。

相談後にB氏を追いかけて問いただしたことについて、記者は「犯罪につながりかねない場面だったので、多重債務者をただすことは、取材デスクと相談して事前に決めていた。追いかけて撮る手法は、現場の緊張感を伝えるためにディレクターと相談してその場で決めた」と説明している。

一方、ディレクターは、相談に来たB氏が帰る場面は、構成上必要だとカメラマンと話しており、記者を通して現場でB氏の了解をもらったとしている。「記者から『自分がB氏を追いかけるのでそのままインタビューに入ろう』と現場で言われ、こうした形のロケになった」とのことである。

ガイドラインでは、放送の基本的な姿勢として「番組のねらいを強調するあまり事実をわい曲してはならない」としている。しかし、今回の撮影では、事実を伝えることよりも、決定的なシーンを撮ったように印象付けることが優先され、ガイドラインが求める基本的な姿勢を逸脱した過剰な演出が行われた。

#### (4) 実際の取材過程とかけ離れた編集

ガイドラインでは、取材・制作の基本ルールとして「編集にあたっては、全体の趣旨を的確に伝えるように努める。事実をゆがめたり、誤解を与えたりするようなことがあってはならない」としている。

調査の結果、当該部分の構成は、編集の初期段階から放送に至るまで大きく変わっていなかった。構成は、まずブローカーの存在を突き止めてインタビューを行い、さらにブローカーの元を訪れた多重債務者との相談を取材し、相談後に多重債務者を追いかけて問いただすというもので、実際の取材過程とは異なっていた。

記者は、取材メモ（3月13日付）で、ブローカーへの取材を通じて、相談に来ている多重債務者も撮影できることになった、という事実と異なる報告をしていた。問題の構成は、このメモの内容が起点となっていた。

ディレクターは、撮影現場にブローカーと多重債務者が記者と一緒に現れたのに、記者に2人との関係について確認することなく編集を進めていった。

また、ディレクターは、相談の映像素材を見て、記者がその場で声をかけていることもわかっていたが、「会議などのロケでは通常あることだ」として、特に問題視しなかった。この声かけについて、記者もディレクターも上司に報告をしておらず、内容のチェックを行う試写の段階でその扱いが議論されることはなかった。

視聴者にどのような印象を与えるのかという点を考えず、実際の取材過程と異なる編集が行われたことは、適切さを欠いていた。

## (5) “情報共有”の欠落

ガイドラインでは、取材・制作の基本ルールとして「提案の内容について担当者の中で議論を尽くし、制作にあたっては共通の認識を持つことが大切である」として、取材・制作チームの中で情報を共有することの重要性を説いている。

しかし、記者は、B氏とかねてからの知り合いであること、A氏への取材をB氏を通じて行っていることを上司の取材デスクに一切報告していなかった。記者は「関係を隠すとかいうことではなく、取材過程をいちいち説明することは日ごろから少ない」と話している。取材デスクの側も詳しい取材経過を記者に確認しておらず、取材を指揮監督する責任を果たしたとは言えない。

一方、記者は、取材メモで事実と異なる内容の報告をしており、取材デスクをはじめ取材・制作チームは、「記者はまずブローカーを見つけて取材し、その上でブローカーのもとに相談に来る多重債務者も撮影できることになった」という誤った認識を持った。

このメモを書いた理由について記者は、「ネタ元の話そのまま見せることに抵抗があった。相談が撮影できることには変わらないという認識だった」と話している。その後も記者は「情報源を秘匿するため」という理由で、ディレクターやカメラマンに取材・交渉の経緯を正しく説明していない。

結果、ディレクターらは「記者が見つけたブローカーのもとを多重債務者が訪れる」という誤った前提に立って当日の撮影に臨むこととなった。ディレクターは、取材や交渉を記者に任せており、取材経緯を詳しく聞くことはしなかったとしている。

また、カメラマンは、撮影の当日、A氏とB氏が一緒に現れたことに対して、違和感を覚えたが、撮影現場を混乱させたくないことなどから、その点について記者に問いたださなかった。

記者が取材・制作チームの中で、取材の経緯や取材相手についての情報を共有せず、加えて事実と異なる報告をしていたこと、上司の取材デスクやディレクターらも、記者から取材経過などを確認しようとしなかったことは、ガイドラインが求める“情報共有”という取材・制作のルールを逸脱している。

## (6) 安易な“匿名化した映像”の使用

ガイドラインでは、インタビューは、実名報道の原則にのっとりいわゆる「顔出し」を基本としているが、取材相手の権利保護が必要と判断される場合は、例外的に匿名を認めている。

今回の番組でも、取材相手の意向やプライバシーの保護、取材源の秘匿の観点から、当該場面は匿名で放送した。

しかし、匿名性は、事実のねつ造につながるいわゆる「やらせ」を生みかねない危険をはらんでいる。「匿名化した映像」を使う場合、その映像を使わなければ伝えることのできない内容なのかという必要性について、十分に議論することが重要である。

それ以上に重要なのは、事実かどうかという真実性の確認である。真実性の確認は匿名である場合、通常の場合より厳しく求められ、インタビューで話しているのは誰なのか、内容に誤りはないのかなどをチェックしなければならない。

今回の調査では、取材・制作チームの間で、「部屋を『活動拠点』とコメントする以上、外観がわからないようにする必要がある」などとして、映像の加工には十分な注意が払われていたことがわかった。しかし、真実性・事実性の確認という最も基本的な点について、ガイドラインをふまえた検討が行われた形跡は見当たらない。安易に「匿名化した映像」を使ったことは否めない。

## (7) 問題点を見過ごした試写

NHKの番組制作では、放送前に、デスクやプロデューサー、編集責任者などが、編集された映像やコメントなどをチェックする試写が繰り返し行われる仕組みになっている。

「クロ現」に先だって放送された「熱視線」は、制作責任者として大阪放送局報道部のチーフ・プロデューサーと取材デスクが2回の試写を行い、疑問点などを解決した上で、上司である報道番組統括と取材統括による最終試写を経て、放送された。その際、構成や撮影の方法について特段の議論は行われず、統括らからは「よく撮れている」という意見が相次いだ。

チーフ・プロデューサーは、「実際の取材過程や撮影状況を知っていれば、構成の変更などを行った」と話しており、取材・制作チームの間で正しい情報が共有されていなかったことが、内容をチェックすべき試写での判断に大きな影響を与えている。

また、記者と取材デスクが東京の社会部にかつて在籍し、事件の取材や番組の経験が豊富だったことから、チーフ・プロデューサーは2人を信頼し、制作責任者としての判断が甘くなった点は否めない。

取材デスクも、前述のとおり、ブローカーを取材して相談を撮影したという誤った情報を記者から報告されていたことも影響し、疑問点を問いただすなどの対応が出来なかった。

一方、「クロ現」については、編集責任者の試写を、放送日前日と当日の2回行うことになっており、当該番組もこのスケジュールで試写が行われた。

この試写で、編集責任者も「よく撮れている」という印象を持ち、当該部分をどのように撮影したか、A氏をブローカーと断定して良いのかどうか、「活動拠点」というコメントの是非などについて、特段の議論はなかった。

大阪放送局が「熱視線」で放送したものは、年に数本「クロ現」に提案されている。編集責任者は、大阪放送局の取材・制作チームが「クロ現」の制作に慣れている上、記者や取材デスクも経験豊富で、簡単には撮影できない今回のような映像も撮れるという期待があったとしている。

「熱視線」と「クロ現」、いずれの試写においても、内容をチェックする立場の編集責任者やチーフ・プロデューサー、取材デスクらが、真実でない事柄が含まれていないかを冷静に見極めようとする姿勢が十分でなかった。



## VI. 再発防止・改善に向けて

### (1) 正確さと事実確認の徹底（特に匿名インタビューについて）

今回の問題を踏まえ、再発防止を進める上で最も重要なことは、ガイドラインが掲げる「正確さ」と「徹底した事実の把握」の大切さを改めて確認することである。原点に立ち返り、放送にあたるもの全てが再認識する必要がある。

特に教訓とすべきは、匿名での取材・放送における正確さと事実確認である。NHKは、実名報道の原則にのっとりインタビューはいわゆる「顔出し」を基本としているが、プライバシーなどの権利保護が必要な場合には、例外的に匿名を認めている。加えて、取得先を秘匿することを条件に得た情報については、取材源を秘匿しなければならない。

しかし、匿名といえども、正確さと事実確認の必要性に変わりはない。当事者が顔を出し自らの責任で語る場合に比べ、匿名インタビューの場合は、より徹底することが、放送局側に求められる。

そのためには「どのような経緯で取材に至ったか」「撮影はどのように行われたのか」「相手の了承は得ているか」などを、一つ一つ検討した上で判断する必要がある。

#### ○匿名での取材・放送のチェックの徹底

匿名での取材・放送の場合、担当者が情報を隠したり、抱えこんだりするのとは極めて危険である。取材源の秘匿の重要性を踏まえた上で、少なくとも上司は、取材経緯や取材先についての情報を把握しておく必要がある。

以下のような観点からのチェックが必要だと考える。

- ▽取材先はどんな人であるか、それはどのように確認しているのか
- ▽取材に至る経緯はどのようなものか
- ▽匿名についての相手の意向はどのようなものか
- ▽そもそも匿名にする必要性はあるか
- ▽話の内容に信用性はあるか
- ▽事実関係を確認しているか、コメントは適切か
- ▽撮影方法に問題はないか
- ▽映像素材の確認が行われているか
- ▽映像や音声の加工は適切か
- ▽取材先との関係に行き過ぎはないか

こうした点を、取材担当者に加えて、上司が必ずチェックする。こうしたチェックが行われているかを、番組やニュースの責任者などが確認し、疑問点などを更にチェックする。チェックシートを作ることも有効であると考ええる。

報道機関として出来事の本質に迫り、あわせて取材源を守るためには、匿名での取材・放送が必要な場合もある。そのためにも、しっかりとしたチェックを行っていきたい。

## (2) 行き過ぎた演出や構成などを防ぐために

今回の調査で指摘しておくべきは、スクープ性やすごさを必要以上に強調する映像や構成への慣れのようなものである。それは「突き止めました」「たどり着いたのは」などの、実際の取材過程とは違う大げさなコメントにも表れている。

担当者からは、取材した事実在即して淡々と構成しコメントすることへのこだわりは伝わってこそ、むしろインパクトのある構成やコメントにすることへの抵抗感のなさが感じられた。

こうした意識が放送現場に広がっていないか、全局的に考えていく必要がある。

## (3) チェック体制について

今回の問題を教訓に、試写の有効性を高めていく必要がある。

そのためには、各段階で行われる試写に、それぞれの責任者が高い問題意識を持って臨むことに加えて、第三者的な目で、専門的にチェックすることが有効だと考える。取材・制作にそれまで関わってきた担当者とは別に、局内で豊富な経験と専門的な知識を持つ者がチェックしていれば、大幅な手直しなどが行われた可能性もある。

番組の内容などによっては、専門的な観点や、リスク管理を重視する立場など、複眼的な視点からのチェックを行うことで、試写の意義や有効性を高めることを提言したい。

さらに今回の調査では、大阪放送局が制作した「クロ現」に対するチェックが不十分だったと、反省する声が聞かれた。番組によっては、本部が責任をもってチェックすることが必要だと考える。

## (4) ジャーナリストとしての教育

去年2月、楽曲を別人に作らせていた問題が発覚し、NHKは真実に迫ることの重要性を再認識し、局内で勉強会などを行ってきた。

こうした中、今回、事実確認や裏付け取材が不十分だったことが再び浮き彫りになった。正確さと事実確認の重要性を全国の放送現場で再確認し、特に匿名でのインタビューや放送については、より徹底していく必要がある。

また、視聴者に誤解を与えるような構成や過剰な演出なども問題となった。事実や取材過程に即した、丁寧な番組作りの重要性を再認識していく必要がある。

情報共有も大切である。一緒に取材・制作を進めているのに、情報を共有せずに他人任せにしたり、疑問点をぶつけあって解決したりしなければ、チームで対象に迫るといふ番組作りの原点が失われてしまう。

加えて、特定の取材先に安易に頼り過ぎるといふ取材先との距離感の取り方も、教訓にしなければならない。

こうした一連の問題点や課題を確認し、ジャーナリストとしての原点を見つめ直す勉強会や研修を全国で実施し、放送ガイドラインに掲げた取材・制作の基本を確認していくことが必要である。

## まとめにかえて

今回の調査で、本委員会は、関係者の話に食い違いがある中、報道機関としての問題点について可能な限り解明し、指摘する姿勢で臨んだ。

その結果、取材・制作上の様々な問題や課題が明らかになった。

意図的または故意に、架空の場面を作り上げたり演技をさせたりして、事実のねつ造につながるいわゆる「やらせ」はないと判断したが、一方で、放送ガイドラインを逸脱する「過剰な演出」や「視聴者に誤解を与える編集」が行われていた。

さらに、事実関係の誤りや裏付け取材の不足があったことを指摘しなければならない。

加えて、情報共有の欠如、放送までのチェックの不備などの課題も浮かび上がった。

NHKの看板の報道番組において、視聴者の期待に反する取材・制作が行われたことは遺憾であり、視聴者の方々に深くお詫びする。取材した事実に基づき正確に放送するという放送ガイドラインの原点に立ち返り、再発防止に向けて全局的な取り組みを進めていく。

「クローズアップ現代」報道に関する調査委員会  
委員長 堂元 光  
(NHK副会長)